【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外）

**第十六条の九**　法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　信託業務を営む金融機関である登録金融機関が信託業務として行う場合

二　預金、貯金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等の受入れを行う場合

三　前二号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外）

**第十六条の九**　法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　信託業務を営む金融機関である登録金融機関が信託業務として行う場合

二　預金、貯金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等の受入れを行う場合

三　前二号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

（改正前）

（新設）